

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を実施する介護サービス事業所等（静岡県内の事業所。政令市を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」とは、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日付け老発0408第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業をいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表1及び2のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 書類の提出

補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付申請書等の受理

知事は、申請者から第4の交付申請書の提出を受けた場合、添付書類を確認した上で受理するものとする。

第6 交付の決定

知事は、交付申請書を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

第7 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）

イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告してその指示を受

けなければならない。

- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（市町以外の者にあっては、単価 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業者が市町等の場合、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業者が市町等以外の場合、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

第8 交付申請の取下げ

申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第9 変更交付申請

補助事業者が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、事情の変更した日から知事が指定した日までに変更交付申請書（様式第 2 号）により、知事に提出しなければならない。

第10 補助金の交付方法

補助金の支払は、原則として精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いができる。

第11 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに実地状況を知事に報告しなければならない。

第12 実績報告

事業が完了した日から起算して30日を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日）または令和4年4月8日のいずれか早い日までに実績報告（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

なお、繰越予算分については、補助金の交付決定のあった日から起算して30日を経過した日までに実績報告（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第13 交付の確定等

知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、第12の実績報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第14 請求の手続き

補助事業者は、次の書類を知事に提出するものとする。

(1) 提出書類

請求書（概算払請求書）（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書（概算払いの場合は補助金交付決定通知書）を受領した日から起算して10日を経過した日まで。

第15 補助金の精算

補助事業者は、概算にて補助金の交付を受けた場合は、第13の額の確定及び超過交付の返還後、速やかに精算書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第16 決定の取消し

知事は次の各号のいずれかの事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付申請書の内容が事実と異なること。
- (2) 誓約書（別紙1-4）で誓約した内容が守られていないこと。

第17 返還

(1) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

(2) 第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

第18 加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、第16の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除

した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18(1)の規定の適用については、返還の請求を受けた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- (4) 第18(1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還の請求を受けた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた補助金の額に充てられたものとする。
- (5) 第18(2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (6) 知事は、補助事業者が第18(1)又は(2)の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第19 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社又は一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下、「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2) に定める実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該

補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合も含む。）には、その金額（(1) 又は (2) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

別表1

補助対象事業 及び事業内容	補助対象経費	基準額	補助額
緊急時介護人材 確保・職場環境 復旧等支援事業	事業実施に必要な 経費のうち、報酬、 給与、報償費、賃金、 職員手当等、共済 費、旅費、役務費、 使用料及び賃借料、 委託料、需用費	別表2に定め る額	補助対象経費の 実支出額と基準 額を比較して少 ない方の額。 なお、1,000円未 満の端数が生じ た場合は、これ を切り捨てる。

【別表2】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

※1 嘉義所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けていたものであり、休業中のものを含む。また、

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。

* 借貸予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方

・通話介護及び通療介助用一括りの事業種別は、会員登録上の相談区分であり、助成の申請時点では複数することがあります。

※2 「新規アカウント登録者」は利用者の登録によるサービス提供を行なう事業者は、「新型コロナウイルス感染症に対する会員サービス充実版の登録者」について(以下「会員版登録者」)と合計の数をもつて算出される。

板塊埋，或者保持埋置名義或連續關係，而以其為基址。或者提供一個新專業所指的

参考文献による「自由の行使」は、各章を構成する主要な規範規制の範囲を示すもので、原則として各章の頭に示す。各章裏面には該章の範囲による各一章の各章規制の規範規制の範囲を示す。

【別添1】

本交付要綱別表2の対象経費に記載する経費のうち、「(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合の①」及び「(ア)④に該当する施設等の場合」に記載の「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、介護施設等を対象とする。

2 対象施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

3 助成の対象者及び要件

2の対象施設等において、以下に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

(1) 対象者

以下、①から③などの者に対して介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合

- ① 濃厚接触者と同居する職員
- ② 発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ③ 面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者
※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

(2) 助成の要件

3 (1)に該当する者で、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。

※感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

4 助成の上限額

自費での検査費用の一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。ただし、別表2の基準単価の範囲内とする。

5 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

本交付要綱別表2の対象経費に記載する経費のうち、「(ア)⑤に該当する高齢者施設等の場合」に記載の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した高齢者施設等を対象とする。

2 対象事業所・施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

3 助成の要件及び内容

(1) 助成の要件

2の対象事業所・施設であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

① 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

② 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、3(2)①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、①及び②については、別紙1-5 補助対象事業所・施設に関する確認書に記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。

また、3(2)①～⑤に加え、以下の③、④のいずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

③ 令和4年1月27日以降において2の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。

ただし、令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされていた場合には、令和4年4月末日までは③の要件を満たすものとする。

④ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）

(2) 実施すべき内容

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（汚染区域と清潔区域に分ける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

4 助成の上限額

2の対象事業所・施設における施設内療養者一人あたりの上限額は15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、3(1)③、④を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助）。

なお、補助額は別表2の基準単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地

名称

代表者氏名

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付申請書

標記について、下記のとおり申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

記

1 交付申請額

(1) 金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額

(2) 理由

(3) 時期

3 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1-1）

(2) 事業所・施設別申請額一覧（別紙1-2）

(3) 事業所・施設別個表（別紙1-3）

(4) 誓約書（別紙1-4）

(5) 補助対象事業所・施設に関する確認書（別紙1-5）

(6) 口座振替登録申出書（別紙1-6）

(7) 収支予算書（別紙1-7）

(8) 資金状況調べ（別紙1-8）

申請団体責任者職名・氏名

申請書作成者職名・氏名

口座登録情報

・金融機関名、支店名

・口座種別、口座番号

※概算払を申請しない場合は、3 (8) 資金状況調べ（別紙1-8）は添付不要

様式第2号(用紙 日本産業規格A4縦型)

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名称
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等
のサービス提供体制確保事業補助金の変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった新型コロナウイルス感染症
流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金について、下記の
とおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円
(追加交付／一部取消申請額)

2 変更の理由及び変更内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1-1）
- (2) 事業所・施設別申請額一覧表（別紙1-2）
- (3) 事業所・施設別個表（別紙1-3）
- (4) 補助対象事業所・施設に関する確認書（別紙1-5）
- (5) 収支予算書（変更収支予算書）（別紙1-7）
- (6) 資金状況調べ（別紙1-8）

申請団体責任者職名・氏名

申請書作成責任者職名・氏名

※概算払を申請しない場合は、3 (6) 資金状況調べ（別紙1-8）は添付不要

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名様

住所
名称
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金の事業実績について、関
係書類を添えて報告します。

1 事業所・施設等の名称および精算額

事業所・施設等の名称	事業所・施設等の種別	交付決定額	事業実績 (A+B+C)	差し引き
		円	円	円

2 事業実績報告書（別紙3-1）

同一法人において複数の事業所・施設等がある場合は、事業所・施設等ごとに実績報
告書を提出すること。

3 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確
保事業費補助金精算額調書（別紙3-2）

申請団体責任者職名・氏名

4 収支決算書（別紙1-7）

実績報告書作成責任者職名・氏名

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、令和 年 月 日付け福指第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者

申請団体責任者職名・氏名

請求書作成者職名・氏名

精算書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け福指第 号により補助金の交付の確定を受けた新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金として上記のとおり精算します。

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

名 称

代表者

申請団体責任者職名・氏名

精算書作成責任者職名・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあっては、市町長 氏 名)

令和 年 月 日付け福指第 号により補助金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 (年 月 日付け福指第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

申請団体責任者職名・氏名

報告書作成責任者職名・氏名